(b)　フラウンダー（パラリクティス・アドスペルスス）については、非原産材料である稚魚又は幼生の個体の体長及び重量が、輸入の時点においてそれぞれ十センチメートル及び十五グラムを超えず、かつ、当該稚魚又は幼生が締約国において少なくとも四箇月間成育されること。

(c)　ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）については、非原産材料である稚魚又は幼生の個体の体長及び重量が、輸入の時点においてそれぞれ十五センチメートル及び二十グラムを超えず、かつ、当該稚魚又は幼生が締約国において少なくとも四箇月間成育されること。

(d)　ティラピア（オレオクロミス属のもの）については、非原産材料である稚魚又は幼生の個体の重量が、輸入の時点において五グラムを超えず、かつ、当該稚魚又は幼生が締約国において少なくとも四箇月間成育されること。

○三・○一―○三・○七	第○三・○一項から第○三・○七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第四類　酪農品、鳥卵、天然蜂蜜及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

○四・○一―○四・一○	第○四・○一項から第○四・一○項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第五類　動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

○五・○一―○五・一一	第○五・○一項から第○五・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第二部　植物性生産品（第六類から第一四類まで）

注釈　締約国において栽培される農産品及び園芸産品は、種、りん茎、根茎、挿穂、接ぎ穂その他の輸入された植物の部分から栽培された場合であっても、当該締約国の原産品とする。

第六類　生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

○六・○一―○六・○四	第○六・○一項から第○六・○四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第七類　食用の野菜、根及び塊茎

○七・○一―○七・一四	第○七・○一項から第○七・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第八類　食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

○八・○一―○八・一四	第○八・○一項から第○八・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第九類　コーヒー、茶、マテ及び香辛料

○九○一・一一―○九○四・一二	変更（第○九○一・一一号から第○九○四・一二号までの各号の産品への他の類の材料からの変更を除く。）
○九○四・二○	変更（第○九○四・二○号の産品への他の類の材料からの変更（第○七○九・六○号の材料からの変更を除く。））
○九○五・○○―○九一○・三○	変更（第○九○五・○○号から第○九一○・三○号までの各号の産品への他の類の材料からの変更）
○九一○・九一	変更（第○九一○・九一号の産品への他の号の材料からの変更（第○九○四・二○号の材料からの変更を除く。））
○九一○・九九	第○九一○・九九号の産品への他の号の材料からの変更

第一○類　穀物

一○・○一―一○・○八	第一○・○一項から第一○・○八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第一一類　穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

一一・○一	第一一・○一項の産品への他の類の材料からの変更（第一○類の材料からの変更を除く。）
一一○二・一○	第一一○二・一○号の産品への他の類の材料からの変更
一一○二・二○	第一一○二・二○号の産品への他の類の材料からの変更（第一○・○五項の材料からの変更を除く。）
一一○二・九○―一一○三・一一	第一一○二・九○号又は第一一○三・一一号の産品への他の類の材料からの変更（第一○・○五項の材料からの変更を除く。）
一一○三・一三―一一○三・二○	第一一○三・一三号の産品への他の類の材料からの変更（第一○・○五項の材料からの変更を除く。）
一一○四・一二	第一一○四・一二号の産品への他の項の材料からの変更
一一○四・一九	第一一○四・一九号の産品への他の類の材料からの変更（第一○・○五項の材料からの変更を除く。）
一一○四・二二	第一一○四・二二号の産品への他の類の材料からの変更
一一○四・二三	第一一○四・二三号の産品への他の類の材料からの変更（第一○・○五項の材料からの変更を除く。）
一一○四・二九	第一一○四・二九号の産品への他の類の材料からの変更
一一○四・三○	第一一○四・三○号の産品への他の類の材料からの変更（第一○・○五項の材料からの変更を除く。）
一一・○五	第一一・○五項の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。）
一一○六・一○	第一一○六・一○号の産品への他の類の材料からの変更
一一○六・二○	第一一○六・二○号の産品への他の類の材料からの変更（第○七・一四項の材料からの変更を除く。）
一一○六・三○	第一一○六・三○号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
一一○七・一○―一一○八・一一	第一一○七・一○号から第一一○八・一一号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
一一○八・一二	第一一○八・一二号の産品への他の類の材料からの変更（第一○・○五項の材料からの変更を除く。）
一一○八・一三―一一○八・二○	第一一○八・一三号から第一一○八・二○号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。）
一一・○九	第一一・○九項の産品への他の類の材料からの変更

第一二類　採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

一二・○一―一二・一四	第一二・○一項から第一二・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第一三類　ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス

一三・○一―一三・○二	第一三・○一項又は第一三・○二項の産品への他の類の材料からの変更

第一四類　植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品

一四・○一―一四・○四	第一四・○一項又は第一四・○四項の産品への他の類の材料からの変更

第三部　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう（第一五類）

第一五類　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

一五・○一―一五・○八	第一五・○一項から第一五・○八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第一五・○九項又は第一五・一○項の産品への他の類の材料からの変更を除く。）
一五・○九―一五・一○	
一五・一一	第一五・一一項の産品への他の類の材料からの変更（第一二類の材料からの変更を除く。）